裁　判　員　制　度

今、内閣に設置された司法制度改革推進本部において「裁判員制度」が、来年の通常国会に法案提出を目差して制度設計中である。この制度ができると数年の準備期間の後実際に動き出すことになる。

裁判員制度とは、事件毎に選挙人名簿の中から無作為に抽出された法律的には非専門家である国民が、法律専門家である裁判官と共に協働して、刑事裁判の有罪無罪を決め、有罪と判断した場合その量刑まで決めるというものである。アメリカ等で行われている陪審制度と違うところは、陪審制度が陪審員のみで有罪無罪を決め量刑は裁判官の判断に委ねられる点であり、ヨーロッパにおいて行われている参審制度と選任方法について違うところは、参審員は一定の範囲の人々の中から任期制で任命されるという点である。

我国において裁判員制度の導入が提言された趣旨は、現在の司法制度が数々の冤罪事件をはじめとして、健全な常識から遊離した結論を生み出してきた事の反省の上に立って、裁判に国民の健全な社会常識を反映し、国民の司法に対する信頼を取り戻そうとする点にある。しかし現実の制度設計に当っては、この趣旨を歪め、裁判員を単なるお飾りに止めようとする議論が盛んに行われている。私共弁護士会は、裁判員の数は裁判官の三倍以上とし、法律的に素人の裁判員に刑事裁判の手続きをわかりやすく改めることを求めており、この成否がこの制度の生死を決すると考えている。

この制度は日本人に馴染まないのではないかと考える向きもある。しかし我国にも戦前、陪審制度が施行されており、その中で国民は十分に責任を果した。現在の国民にできない筈はない。

【平成１５年７月１４日　静岡新聞　朝刊　掲載】